

〇重度障害者等包括支援サービス費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行保護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後児童健全育成事業、自立生活援助	(1) 1時間未満 (204単位)	2人の従業員による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	(2) 1時間以上12時間未満 (305単位以上30分を超過ごとに+101単位)	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	(3) 12時間以上24時間未満 (2,514単位以上30分を超過ごとに+99単位)	身体拘束禁止未実施減算	高待禁止措置未実施減算	職員加算計画未実施減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	有資格者支援加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	療養介護等支援加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	延滞等の利用等に対し支援を行った場合	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行保護のみ対象	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※自立生活援助のみ対象	地域生活支援拠点等 ※短期入所のみの対象
ロ 短期入所	1日につき (873単位)									+15/100	1人1日当たり60単位を加算	1人1日当たり100単位を加算		1日につき+50単位	1日につき+50単位	利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき (1,019単位)												1日につき48単位を加算			
初回加算 (1月につき200単位を加算)																
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみの対象	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき43単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき15単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者1人 (1日につき80単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき160単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一)利用者1人 (1日につき160単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき320単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき960単位を加算) (6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (一)利用者1人 (1日につき2,000単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき4,000単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき12,000単位を加算) (7) 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) (8) 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合 注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合														
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみの対象	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき43単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき15単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者1人 (1日につき80単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき160単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一)利用者1人 (1日につき160単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき320単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき960単位を加算) (6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき2,000単位を加算) (7) 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) (8) 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合														
施設加算 ※短期入所のみの対象	(1日につき180単位を加算)															
地域生活移行特別支援特別加算 ※共同生活援助のみの対象	(1日につき40単位を加算)															
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみの対象	(1日につき200単位を加算)															
障害行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみの対象	(1日につき200単位を加算)															
外部連携支援加算(月4回を上限)	(1日につき200単位を加算)															
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×233/1,000)															
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×162/1,000)															
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×138/1,000)															
一 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位数×178/1,000)															
二 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位数×189/1,000)															
三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
四 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
五 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
六 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位数×154/1,000)															
七 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
八 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
九 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位数×117/1,000)															
十 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
十一 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位数×93/1,000)															
十二 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位数×0/1,000)															
十三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位数×109/1,000)															
十四 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位数×64/1,000)															
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×88/1,000)															
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×65/1,000)															
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×38/1,000)															
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位数×61/1,000)															
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×45/1,000)															